

VIII 課題に対する検討の方向性（案）について

検討の対象の確認

- 1 地方法人課税の検討をどの段階まで行うのか。
- 2 地方法人課税を中心に、検討の対象を地方消費税の清算基準や利子割等にも広げるのか。

〈地方法人課税の検討項目等〉

検討項目	具体的な解決案
①分割基準の見直しに絞り検討	
②「事務所・事業所」の要件の見直しについても検討 現行：人的設備、物的設備、事業継続性の3つを満たす必要	【案1】 現行の要件を維持しつつ、課税の合理性を欠く設備・事業形態についてのみ「事務所・事業所」に加えることを検討 【案2】 現行の要件自体を見直し、「人的設備」を要件から削ることを検討
③特別法人事業譲与税の見直しにも言及	特別法人事業税（国税）の割合（現行：3割）を拡大、都道府県への配分方法の見直し（現行：人口（不交付団体への譲与制限あり））
④地方交付税の見直しにも言及	地方法人税の税率引上げ（＝法人県民税1%の引下げ）又は地方交付税総額の見直し